

大平町 地域協議会だより



2月3日(月)、大平西保育園で行われた節分集会の様子。(豆の代わりにボールを鬼に投げました。)

2014年3月 第31号

かかしの里駐車場 出入り口移転完了!

かかしの里駐車場の出入口は、道路のカーブの内側に位置しており、出入りの際の衝突事故が数多く発生している状況であったため、平成23年度に大平町地域協議会から市長へ構造的な改善を求める意見書を提出しました。

この意見書を受けて始まった出入口の移転工事が3月に完了し、施設利用者の安全性向上が図られました。

引き続き土手を削るなど、視界を確保するための更なる安全策が講じられる予定です。



工事前→



出入口が岩舟町寄りに移動しました。

工事後→
(H26.3.6撮影)

第7回・第8回 大平町地域協議会開催

12月20日及び1月17日、第7回と第8回の大平町地域協議会が開催されました。

第7回の会議では、人権教育・啓発推進行動計画と観光基本計画の意見聴取及び斎場再整備基本計画(案)の報告事項が、また、第8回の会議では、食育推進計画と農業・農村男女共同参画ビジョンの意見聴取が行われました。



第7回大平町地域協議会

《意見聴取事項》

人権教育・啓発推進行動計画 の策定について

〔生活環境部人権・男女共同参画課〕

第1章 計画策定にあたって

◇計画策定の趣旨

人権教育・啓発をさらに推進し、人権に関する課題の解消を目指すため、本計画を策定します。

◇計画の基本理念

「こころ和み、みんな笑顔の
あつたか“とちぎ”」

◇計画の期間

平成26年度から平成30年度

第2章 現状と課題および施策の方向

女性や子ども、高齢者等の対象ごとに、「これまでの取組」、「現状と課題」、「施策の方向」について記載。

第3章 人権教育・啓発の推進

◇あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進（抜粋）
4つのステージに分けて、それぞれで啓発を推進します。

①家庭：相談体制の充実

②学校等：発達段階に応じた人権教育

③地域社会：住民との協働
指導内容・方法の改善
及び充実

④職場：啓発・研修活動の支援
各種交流事業の支援
情報提供の充実

◇人権に関係する特定職業従事者
に対する人権教育・啓発の推進
特に人権に配慮する必要がある
「市職員」、「教職員・社会教育関係者」、「医療・保健福祉関係者」、「マスメディア関係者」に啓発を図ります。

第4章 計画の推進

人権行政の総合的な検討を行う「栃木市人権施策推進本部」が中心となり、「栃木市人権施策推進審議会」や、国・県、市民・企業等と連携し、施策の推進に取り組みます。

地域協議会としての意見

原案のとおり、
了承する。



観光基本計画の素案について

〔産業振興部商工観光課〕

序章 計画策定の趣旨

◇計画策定の趣旨
本市の観光の目指すべき方向性を明確にし、更なる観光振興を図るための指針として策定します。

◇計画期間

平成26年度から平成34年度

第1章 観光を取り巻く環境の整理
本市の概要や観光振興の意義、国内観光の動向について記載。

第2章 観光の現状と課題の整理
本市や広域圏の観光の現状及び本市の観光における課題の整理について記載。

第3章 基本理念と基本目標

◇基本理念

市民の笑顔と
来訪者の笑顔をつなぐ
観光まちづくり

◇基本目標

- ①観光資源の魅力化
- ②ネットワーク・観光基盤整備
- ③発信・連携
- ④体制・人づくり
- ⑤総合マネージメント

第4章 戦略プロジェクト

基本目標ごとに位置づけた10の戦略プロジェクトの基本方針を示すとともに、個別方針や展開スケジュール、地域ごとの具体的アクションについて記載。

第5章 スタートアップ事業の位置付け

早期の取り組みが必要であり、かつ重要である具体的アクションを、スタートアップ事業として位置付けます。

《地域協議会の付帯意見 に対する市の回答》

協議会からの意見に対し、担当課から次のとおり回答がありました。

栃木市健康増進計画について

◎地域協議会

「V健康づくりを支援するための推進体制と評価」について、支援関係機関として「商工会議所」とあるが、栃木市には4つの商工会があり、商工会議所とは全く異なる団体であることから、商工会とも協議の上、支援関係機関として加えていただきたい。

●保健福祉部健康増進課

P50 及びP68に商工会を加え、4つの商工会と協議し取り組み内容を追加修正いたします。



地域協議会としての意見

原案のとおり、了承する。

第6章計画の推進方法

観光まちづくりの推進組織のあり方や進行管理の方法、役割分担等について記載。

- ① 観光施設及び資源のデータベース化
 - ② 周遊観光モデルルートづくり
 - ③ 観光ホームページの充実
 - ④ 栃木市観光まちづくり推進会議（仮称）の設立
 - ⑤ 栃木市の総合的地域ブランドの創設
- ※平成26～28年度に事業着手

《報告事項等》

斎場再整備基本計画(案)

〔生活環境部斎場整備室〕 について

I 基本計画の策定

◇基本計画策定の目的

斎場再整備基本構想の各項目を精査し、火葬炉数や施設の平面構成など、施設整備に必要な具体的事項を定めるため策定します。

◇施設整備の期間

平成29年度内の供用開始を目標とします(PFI手法の場合は、平成30年度内)。

II 基本方針

基本構想に掲げる6つの基本方針に基づき、基本計画の検討を進めます。

- ① 将来の多様なニーズに対応できる施設づくり
- ② 遺族や会葬者へ配慮した人生の終焉の場に相応しい施設づくり
- ③ 安心して利用でき、人にやさしい施設づくり
- ④ 環境にやさしい施設づくり
- ⑤ 周辺環境に配慮した施設づくり
- ⑥ 維持管理しやすく効率的な施設づくり

III 火葬炉数の算定

計画炉数は8炉とします(日最大火葬件数16件に対応可能な炉数として算定)。

IV 施設基本計画(抜粋)

- ・ 告別室は炉前に3つ設置(敷地条件により、見直す場合あり)
- ・ 告別室の収容人数は40名
- ・ 収骨方法は、トレー収骨を採用
- ・ 霊安室は2庫設置
- ・ 待合室は8室(1室40名)
- ・ ペット炉は設置しない

V 式場計画

簡略的な葬儀を希望する方や低所得者等の利用に配慮し、小規模式場を設置します。



VI 火葬炉設備計画

斎場から発生する大気汚染物質の排出基準や騒音等の規制基準は定められていませんが、自主公害防止目標値を設け、最新設備を導入する等の対策を講じます。

VII 配置外構計画

必要敷地面積は概ね2万㎡以上
・ 霊柩車の保有・運行のあり方については、引き続き検討

VIII 整備における留意事項

基本設計・実施設計を進めるにあたり、左記の点に留意します。
・ ユニバーサルデザインの推進
・ 周辺環境への配慮
・ 省エネルギーの推進

IX 候補地の選定

- ① 車移動時間や幹線道路からのアクセスを考慮
設置不適地域を除外
← (候補地対象エリア抽出)
- ② 公有地及び私有地において、地の規模や地形・勾配を考慮
← (候補地を数カ所に絞る)
- ③ 最終建設地決定

X 運営管理計画・整備手法

・ 運営管理は、指定管理者制度の導入を前提として進めます。
・ 整備手法は、PFI導入可能性調査結果を踏まえ決定します。

第8回大平町地域協議会

《意見聴取事項》

食育推進計画の素案について

〔産業振興部農林課〕

Ⅰ 計画策定にあたって

◇ 計画策定の趣旨

市民一人ひとりが心身の健康を増進する健全な食生活を総合的かつ計画的に実践するために策定します。

◇ 計画の期間

平成26年度から平成29年度

Ⅱ 食を取り巻く現状と課題

社会情勢の変化や本市の食の生産状況、食生活の状況、食を取り巻く課題等について記載。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

◇ 基本理念

食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育みます。



◇ 基本目標と施策の方向性(抜粋)

- ① 食を大切にする心を育てる
 - ・ 食をとおした自然環境の理解促進を図る
 - ・ 食育学習の推進を図る
- ② 健全な食生活を身につける
 - ・ 規則正しい食事の摂取を図る
 - ・ 家庭における食習慣の見直しを図る
- ③ 食の安全・安心に対する理解を深める
 - ・ 地産地消の推進
 - ・ 生産者と消費者の交流

Ⅳ 施策の展開

基本目標及び施策の方向性ごとに「めざす方向」、「現状と課題」、「主施策」について記載。

Ⅴ ライフステージに応じた取り組み

ライフステージを幼年期から高年期までの6つの区分に分け、各ステージに応じた食育実践のための行動指針を示します。

Ⅵ 計画の推進体制

食育を推進するため、市民や関係機関・団体、行政等のそれぞれの主体ごとに主な取り組み内容を示します。

地域協議会としての意見

原案のとおり、了承する

農業・農村男女共同参画

ビジョン(案)について

〔産業振興部農林課〕

第1章 ビジョンの策定にあたって

◇ 策定の趣旨

男女がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる豊かで活力のある農業・農村の実現を推進するため策定します。

◇ 推進期間

平成26年度から平成30年度

第2章 基本目標

4つの基本目標ごとに実践計画を定め、それぞれの活動事例や目標数値を記載します。

① 「楽しい農業」で「輝く私」になりましょう

【農業者個人として】

② 「話合いと相互理解」でお互いの「仕事力」を高めましょう

【農業経営者として】

③ 「家族の支え愛」で「ゆとりと安らぎ」を味わいましょう

【農家生活において】

④ 「地域社会への参画」で「協働のふるさとづくり」を実現しましょう

【農村地域において】

地域協議会としての意見

原案のとおり、了承する

今後の地域協議会の予定

- ◆ 第1回大平町地域協議会
4月25日(金)午後1時30分
- ◆ 第2回大平町地域協議会
5月23日(金)午後1時30分

【場所】大平総合支所 別館大会議室

※会議は傍聴できますので、ご希望の方は、開始時間までに会場へお越しください。

地域の皆さんの

ご意見をお寄せください

大平地域のことについて、ご意見等がありましたら、左記の電話やFAX、メール等でお寄せください(様式不問)。

ご意見等の内容によって、地域協議会で検討いたします。

大平町地域協議会だより

— 第31号 —

平成26年3月20日発行

発行 大平町地域協議会研究会

〒329-4492 栃木市大平町富田558番地

大平総合支所地域まちづくり課

(電話)0282-43-9205

(FAX)0282-43-8818

(E-mail)o-chiiki@city.tochigi.lg.jp